

「帯広市児童保育センター（南エリア）」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
豊成児童保育センター	帯広市清流西1丁目1番地2
稲田児童保育センター	帯広市西15条南36丁目1番1号

2 指定管理者

帯広市南の森東2丁目8番地5

社会福祉法人帯広若光福祉会

理事長 大越 武治

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで